

平成十九年十二月十四日受領
答弁第二九六号

内閣衆質一六八第二九六号

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に対する内閣総理大臣の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に対する内閣
総理大臣の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、国の安全の確保は行政の重要な課題であり、その行政権は内閣に属し、内閣総理大臣は、その内閣の首長である。

二から四までについて

御指摘の発言は、テロの脅威を踏まえ、テロ防止のための上陸審査を徹底しなければならぬという趣旨でなされたものと考えており、また、鳩山法務大臣において、自らの経験及び識見を踏まえ、法務大臣として、我が国におけるテロの未然防止に努めるなど適切に対処するものと考えており、「内閣総理大臣として無責任であり、その職責を果たしていない」との御指摘は当たらないものと考えている。